

各土木事務所長
土木部各課長

土木部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止
措置等について（依頼）

このことについて、令和2年2月26日に開催された国の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

つきましては、契約済の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、適切な対応をお願いします。

なお、維持管理業務委託など履行されなければ公物管理に支障をきたすものについては、この限りではありません。

記

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から一時中止や工期（履行期間）の延長の申し出があった場合には、「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱うこととし、契約書に基づき、建設工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて工期（履行期間）の延長を行うなど、適切な措置を講じてください。なお、一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とします。
- 建設工事等の従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、1に準じて対応するものとし、この場合における一時中止の期間については、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定してください。
- 1の措置に伴い、工期（履行期間）が年度を越えるものについては、繰越等の手続きが必要となることから、土木政策課（総務・経理担当）と協議のうえ、対応してください。
- 受注者に対する周知については、別添内容の県ホームページでの公開により行うこととします。

（問い合わせ先）
土木政策課 契約担当
TEL：088-823-9813